

## 「満洲国」創出と門戸開放原則の変容 ——「条約上の権利」をめぐる攻防——

吉井 文美

本稿では、「満洲国」を創出したのち、日本外務省が門戸開放原則理解をいかに変容させたのかについて、満洲国における諸外国の「条約上の権利」をめぐる生じた問題を例に考察した。満洲国成立当初、日本外務省・満洲国政府ともに、中華民国以前の法秩序の継承と、同地における門戸開放の尊重を謳ったものの、門戸開放原則とは相容れない経済統制が、実際には満洲国で本格化した。門戸開放原則の維持を列国は日本に求め続け、日本も国際法を尊重する建前をとらなくてはならなかったため、日本外務省は満洲に作り上げた統治機構の「設定」と、流動する「実態」との間の綻びを繕わなくてはならなかったのである。

本稿では具体例として、満洲国における石油と煙草業に課された経済統制をめぐる展開された、日本と諸外国の間の交渉を検討した。華中以南に莫大な在華権益を抱えつつも、帝国内で日本製品排斥を行っているイギリス、伝統的に門戸開放政策を掲げつつも、企業による選択の自由を優先させるアメリカという二国は、満洲における在華権益の侵害という「条約上の権利」に反応しながらも、決定的な態度を取るまでには至らなかった。日本外務省は、満洲国における「在来秩序」の継承や門戸開放原則に関する解釈を変化させ、「条約上の権利」をめぐる問題に対処していく。しかしこの過程では、満洲国の国際的承認を日本が追求するのを難しくする構造も、立ち現われていった。そして最終的には、外務省は九カ国条約の「自然消滅」を唱え、新たな秩序を案出することになる。宣戦布告なき戦闘行為の拡大と実質的占領地の支配という状況下では、皮肉にも、日本は中国における外国人の「条約上の権利」を高いレベルで尊重しなくてはならない立場にあったのである。